

別紙 2

農産物検査の検査結果等報告マニュアル

第 1 検査結果報告書の作成

地域登録検査機関は、自らが実施した農産物検査について、法第 20 条第 3 項及び規則第 20 条の規定に基づき、農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日(平成 13 年 3 月 22 日農林水産省告示第 445 号。以下「報告規程」という。)に定めるところにより、検査結果報告書を作成する。

なお、検査結果報告書は、電磁的方式により作成することができるものとする。

第 2 検査結果報告書の提出

地域登録検査機関は、第 1 の報告書を別表に定める期日までに、知事に報告する。

また、インターネット回線(電子メールなど)を利用して提出する場合には、農林水産省の所管する法令に係る行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成 15 年農林水産省令第 21 号)第 3 条第 3 項の規定は、適用しない。

ただし、報告の期日が行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号。)第 1 条第 1 項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という。)に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ知事に報告するものとする。

第 3 報告書の取りまとめ等

知事は、地域登録検査機関から受理をした報告について、基本要領に掲げる様式に取りまとめ、同通知に掲げる期日までに電子メールなどにより地方農政局長に報告する。

地方農政局への報告は、毎回報告とし、当該報告機関に実績がない場合、実績がないことを連絡又は直前の累積データを報告する。

ただし、報告期日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ地方農政局長に報告する。

第 4 検査結果の公表

1 公表時期

知事は、取りまとめた検査結果について、公表の必要があると認める場合は、農林水産省政策統括官が公表した後に、ホームページへの掲載等により公表を行うことができる。

この場合、知事は、地方農政局長から登録検査機関であって農産物検査を行う区域が複数の区域である登録検査機関(以下「広域登録検査機関」という。)の検査結果の提供を受け、地域登録検査機関と広域登録検査機関の検査結果を合算したものとする。

2 公表内容

検査結果の公表内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 国内産米穀の検査結果
- (2) 国内産麦類の検査結果
- (3) 国内産大豆の検査結果
- (4) 国内産そばの検査結果
- (5) 知事が公表の必要があると認める検査結果